○失効

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

登録番号	肥料の種 類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		有効期限	失効届
			アルカリ分		氏名又は名称	住所	11 222 231124	受理日
神奈川県 第728号	炭酸カル シウム肥 料	要源B	50.0			神奈川県横浜市港南 区野庭町224番地 11	令和6年1月15日	令和6年1月24日